第明三治二十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第４５７号
神奈川県相模原市東橋本２丁目10番５号
債務者　五日市雪江
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４６０号
神奈川県相模原市南橋本２丁目13番９号　パストラル南橋本105
債務者　水谷　雄治
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４６６号
神奈川県相模原市上溝894番地
債務者　山際　大介
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４６８号
神奈川県相模原市二本松１丁目７番19号
債務者　沓掛　　智
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４７１号
神奈川県座間市立野台１丁目16番19号　コーポ西ノ原203号
債務者　阿部　和幸
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７２８１号
大阪市生野区巽中３丁目20番３―602号
債務者　稲尾友加里
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６１号
栃木県小山市大字雨ケ谷新田26番地３　ストローハットＡ棟102号、従前の住所栃木県小山市城北２丁目10番地13　ラ・セゾン松信307号
債務者　柳田亜由美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２４２０号
神奈川県綾瀬市深谷中６丁目14番14号
債務者　見上　直美（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４６５号
横浜市都筑区南山田１丁目３番13―605号
債務者　吉田　利之
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９４号
愛知県新城市横川字中貝津321番・322番合併地
債務者　瀧川　靖夫
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午前11時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２１９号
京都府城陽市寺田今堀　121番地の167
債務者　小西　竜玄
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２６１号
愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字中野６番地３中野団地15号
債務者　熊谷すぎ子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２７６号
愛知県蒲郡市三谷町東２丁目79番地　レオパレス天伯Ⅰ201
債務者　宮里　美華
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午前11時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２７８号
愛知県豊川市新道町１丁目２番地　諏訪住宅９棟409号
債務者　尾方恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午前11時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２７９号
愛知県宝飯郡小坂井町大字篠束字酢屋下75番地
債務者　杉山　友美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部